

岩手大学排水規則

平成16年4月1日 制定
平成20年10月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）から公共下水道又は公共用水域等に排出する排水を法に定める排水基準以下に押えるための必要な事項を定め、環境の保全とそれに係る教育に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「公共下水道」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- 2 この規則において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第38号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
 - 3 この規則において「排水基準」とは、公共下水道整備地区にあつては下水道法第12条の2の規定により定められる基準をいい、公共下水道未整備地区にあつては水質汚濁防止法第3条の規定により定められる基準をいう。
 - 4 この規則において「排水」とは、排水施設を通じて学外に排出される水をいう。

(排水系路の種類)

第3条 本学における排水施設の排水方法は、公共下水道に排出する地区においては、雨水排水と雨水以外の排水の分流方式とし、公共用水域に排出する地区においては、それらの合流方式とする。

(遵守義務)

- 第4条 有害物質又は環境汚染のおそれのある物質を含む廃液を捨てようとする者は、それらの物質の排出を少なくするよう努めるとともに、放流される水域に係る排水基準に適合するよう排水の水質を維持しなければならない。
- 2 有害物質又は環境汚染のおそれのある物質を含む廃液の処理にあたり遵守すべき事項については、別に定める。
 - 3 放射性物質を含む廃液の処理については、別に定める。

(排水の水質測定等)

- 第5条 岩手大学環境マネジメント推進室（以下「推進室」という。）は、排水の水質測定を定期的実施し、その結果を記録するものとする。
- 2 推進室は、排水が排水基準に適合しないと認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。